

社発第T-770号
2026年1月5日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田誠希

新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)エス・サイエンスは、同社株主に対して、同社新株予約権を無償で割当てるとしておりますが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）およびPTS運営業者（以下、これらを総称して「東証等」という。）と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

また、当該権利処理において注意事項（別紙参照）がございますので、権利入札担当者および引受・落札を希望されるお客様に対してご周知いただきますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 銘柄および割当日等^(注1)

【東京証券取引所市場分およびPTS分】

銘柄 (コード)	基準日	新株予約権の割当	行使価額	行使期間	最低引受株数 (親株ベース)
(株)エス・サイエンス (5721) ^(注2)	2026年1月15日(木)	(株)エス・サイエンス 株式1株につき 新株予約権1個	未定 ^(注3) ^(注4)	2026年4月1日～ 2026年6月30日	100株

- (注) 1. 新株予約権の詳しい内容につきましては、(株)エス・サイエンス発表の各資料に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。
2. 引受申込においては(株)エス・サイエンス株式の銘柄コード(5721)を使用し、権利入札申込においては(株)エス・サイエンス第10回新株予約権の当社指定コード(57214)を使用してください。
3. 2026年1月13日における普通取引の終値に0.5を乗じた金額。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数は、新株予約権1個当たり同社普通株式2.5株です。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株引受申込み 2026年1月13日(火)午後4時より

日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようにお申込み下さい。

3. 入札の場合の発表日時 2026年1月14日（水）午前8時30分

入札個数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証Target内日証金サイトによりご案内いたします。

4. 入札日時および方法 2026年1月14日（水）午前11時30分～午前12時

日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面から、取引所区分「東証」でお申込み下さい。

5. 入札の申込み個数 新株予約権100個

新株予約権100個（日証金ネットの画面上は100株）の整数倍でお申込み下さい。

6. 入札値段の申込み単位 10銭

7. 入札値段の取扱いについて

権利入札対象の新株予約権は取引所に上場しない予定であることなどから、入札日午前立会における普通株式の最終価格から普通株式1株を取得するための行使価額を控除した価格の上下一定の範囲内（最終価格の上下7%の範囲内）（2005年12月9日社発第T-765号）の値段による入札を採用する取扱いは適用しないことといたします。ただし、東証等と協議のうえ、不適当と認められる価格による入札については除外することがあります。

8. 入札によって全個消化できなかった場合の特別な取扱いについて

上記5.による入札後の不足個数については、再入札を行います（再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。）。再入札でも全個消化しない場合には、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」第2項に定める計算式により権利処理価額を算出することとし、この場合、未処分については、落札総代金には含めませんが、落札個数には含めることとします。

なお、本項の取扱いになる場合、権利処理価額の発表時間が大幅に遅延いたしますので、予めご了承下さい。

9. 新株予約権の引受・落札代金払込日 2026年1月16日（金）

10. 貸借値段に係る取扱い

当該銘柄について、権利落日となる2026年1月14日（水）に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

以上

【注意事項】

当社から引受申込を行った貸借取引参加者および入札により落札した貸借取引参加者（以下「引受・落札貸借取引参加者」という。）への新株予約権の引渡し、ならびに引受申込を行った貸借取引参加者および入札により落札した貸借取引参加者から顧客への新株予約権の引渡しにあたりましては、それぞれ㈱エス・サイエンス取締役会による譲渡承認決議を得たうえで行います。上記につきましては、予め同社に対して当該手続きが円滑に行われるよう協力を要請しご理解をいただいております。

（1）新株予約権の譲渡手続き等

新株予約権の譲渡にかかる具体的な手続きにつきましては、引受・落札後に別途ご連絡いたします。お手続きの流れは次の通り予定しております。

- ① 当社は、㈱エス・サイエンスに対し、新株予約権の割当てが効力を発生する 2026 年 2 月 27 日以降速やかに、新株予約権を当社から引受・落札貸借取引参加者に譲渡するための譲渡承認請求を行います。また、入札により落札した貸借取引参加者は、これを顧客に譲渡する場合、同社に対し譲渡承認請求を行う必要があります。なお、当該承認を取得するため、顧客や引受・落札貸借取引参加者に関する個人情報等の必要情報を同社に対して提供する必要がありますので予めご了承ください。
- ② 上記①の譲渡承認請求が同社取締役会において承認された後、新株予約権原簿の名義を当社から譲渡先である引受・落札貸借取引参加者または顧客に書き換える手続きが行われ、新株予約権の権利行使の際に必要となる行使請求書が譲渡先に直接送付されます。
- ③ 新株予約権行使請求書の引受・落札貸借取引参加者または顧客への送付は、新株予約権の権利行使期間の初日以降となります（その間、新株予約権の行使請求を行うことはできません）ので予めご了承ください。

（2）新株予約権の割当を中止する可能性について

㈱エス・サイエンスは「本件は、会社法第 277 条の規定に基づく株主の皆さまへの新株予約権無償割当による第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行により行うものであり、株主の皆さまの意思を確認するために 2026 年 2 月 27 日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権の発行決議及び定款変更の決議が承認されることを停止条件として、その効力が発生することを条件とします。」としており、臨時株主総会において当該議案が否決された場合には、引受・落札貸借取引参加者に対し新株予約権の引渡しは行われません。

なお、権利処理価額発表後は、新株予約権の引渡しが行われなかった場合においても本権利処理を無効にすることはございませんのでご注意下さい。